

かわさきTMO通信

<毎度おじゃまします・かわさきTMOタウンマネージャーです>

2016年4月号 No.64

●『川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例』施行について（速報）

発行元：川崎商工会議所
 発行責任者：会長 猪熊俊夫
 編集責任者：タウンマネージャー 笹原克
 発行日：2016年4月25日
 発行部数：1,000部
 ◆連絡先
 TEL：044-211-4114
 FAX：044-211-4118
 Email：
 sasahara@kawasaki-cci.or.jp
 「まちづくり情報交換誌」を目指しています。タウンマネージャーにお気軽に情報をお寄せ下さい。
 ご意見・ご感想・ご要望大歓迎です！

●「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」施行

川崎の中小企業は、事業所数の99.2%、従業者数の75.6%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献している。

平成26年度から平成27年度にかけて、地元経済界の主要団体である川崎商工会議所が中心となつて、地元経済界や有識者などの意見をとりまとめ川崎市に要望し、平成27年12月、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」（以下、「中小企業活性化条例」）が制定され、平成28年4月1日について施行されることとなった。

本条例の制定目的は、「中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市

内経済の発展及び市民生活の向上に寄与すること」と定められている。本条例には、大きく三点の特徴がある。一点目が、先述したとおり経済界との連携による中小企業の活性化を目指すことだ。基本理念として次のイメージ図のとおり3つを掲げている。

【3つの基本理念】



また、併せて、より実効性を持たせる条例とすべく、市、市民、大企業者、中小企業者、大学等、金融機関、中小企業に関する団体を始めとした各主体の定義づけを行うとともに、責務や役割を明確にさせた。ここまで踏み込んでいる中小企業振興に関する条例は、他地方自治体に

はない新たな取組であるそうだ。二点目が、実効性のある中小企業活性化施策を規定していることとなる。創業、経営の革新等の促進を始めた8つの柱を条例に定め、条例制定と同時に計画策定を行う方針だ。川崎市では、川崎市産業振興財団や川崎商工会議所など支援機関や川崎信用金庫など地域金融機関等との連携により、これまで以上に中小企業活性化の取組みが推進される。三点目が、持続的な施策の改善を図ることだ。持続的な取組の推進を図るためにPDCAをまわしながら、川崎市産業振興協議会にて評価・検証を行うとしている。

まさしく、市を挙げて中小企業を応援する体制が整ったといえる。最後に本条例の要旨・解説から次の一文を引用させていただきたい。『一生懸命に努力している市内中小企業を後押しし、応援することを目的とするもので、中小企業の大切さや重要性を踏まえ、本市として中小企業を支援する姿勢の明確化を図るものです。』

(タウンマネージャー 笹原 克)
 (事務局 田尻 宇玖)